

『健活10』〈ケンカツ テン〉 キャッチコピー及びロゴマーク使用管理要領

(目的)

第1条 本要領は、大阪府民の健康寿命の延伸、市町村における健康格差の縮小の実現に向けて、府民の健康づくりの一層の機運醸成を図るため、別紙に掲げる『健活10』〈ケンカツ テン〉のキャッチコピー及びロゴマーク（以下「ロゴ等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 ロゴ等の使用基準は次のとおりとする。

- 一 大阪府健康増進計画等の健康づくり関連計画及び大阪府が実施する健康づくり事業の趣旨に沿ったものであること。
- 二 ロゴ等を使用する際は、別紙に定める使用マニュアルを遵守すること。
- 三 ロゴ等は、無断で使用してはならない。

(使用できる者)

第3条 ロゴ等は、使用基準に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- 一 各種関連法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 二 大阪府の品位を傷つけ、又はロゴ等の制作の趣旨の妨げとなる恐れのある場合
- 三 大阪府が行う事業、又は大阪府が支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずるおそれがある場合
- 四 商品やサービスの品質を担保又は証明するものとして使用する場合
- 五 特定の商品名、ブランド名又はサービス名として使用する場合
- 六 許可なくロゴ等のみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合
- 七 不当な利益を得るために利用しようとする場合
- 八 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- 九 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者が使用する場合
- 十 前各号に定めるもののほか、その使用が使用基準に鑑みて不相当であると大阪府知事（以下「知事」という。）が認める場合

(著作権等)

第4条 ロゴ等は、別紙に掲げるものとする。色彩は、原則として別紙に掲げる多色表示のほか、単色表示（白黒表示）でも使用できるものとする。

- 2 ロゴ等の著作権は、大阪府が所有する。
- 3 ロゴ等と誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用、又は商標登録の出願をしてはならない。

(使用料)

第5条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

(ロゴ等の使用申請)

第6条 ロゴ等の使用を希望する者は、知事に使用申請書（様式第1号）を提出し、又は大阪府インターネット申請・申込みシステムから申請し、その承認を受けることとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定に関わらず使用申請を省略できるものとする。
 - 一 国及び地方公共団体が第2条に掲げる使用基準に沿って使用する場合
 - 二 報道機関が報道の目的で使用する場合
 - 三 大阪府の後援名義使用の申請団体が承認を受けた事業の実施にあたって使用する場合
- 3 使用申請は、使用を希望する者が自ら行うものとし、第三者による代理申請は認められない。

(ロゴ等の使用承認)

第7条 知事は、前条の使用申請があった場合は、第2条及び第3条に基づき審査を行い、ロゴ等の使用を承認するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、ロゴ等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

- 2 前項の規定による承認は、使用承認証（様式第2号）の送付、又は大阪府インターネット申請・申込みシステムによる返信をもって行う。

(遵守事項)

第8条 ロゴ等の使用にあたっては、第2条に掲げる使用基準を遵守するとともに、府民等に誤解を与えるような表示、表現を避けなければならない。

- 2 ロゴ等の使用にあたって要する費用は、ロゴ等を使用する者（以下「使用者」という。）が負担するものとする。
- 3 ロゴ等の使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、使用者は全責任を負い、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。

(使用内容の変更及び中止)

第9条 使用者は、承認内容に変更が生じた場合は、速やかに知事あて使用申請書（様式第1号）により、又は大阪府インターネット申請・申込みシステムにより届け出るものとする。また、使用を中止する場合にも、使用申請書（様式第1号）により、又は大阪府インターネット申請・申込みシステムにより届け出るものとする。

(ロゴ等の使用状況等の調査)

第10条 知事は、ロゴ等の適正な活用を図る上から必要と認める場合、使用者に対し、ロゴ等の使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(使用承認の取消)

第11条 知事は、ロゴ等の使用が本要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該使用承認（承認内容の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消すことができる。

2 大阪府は、前項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(ロゴ等の管理)

第12条 ロゴ等の管理は、大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課において行う。

(その他)

第13条 本要領に定めるもののほか、ロゴ等の使用管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、知事が決定するものとする。

附則

本要領は、平成30年10月22日から施行する。

本要領は、令和元年5月16日から施行する。